リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
自己資本比率						
5	普通出資等Tier１比率					
6	Tier１比率					
7	総自己資本比率					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率					
11	最低単体資本バッファー比率					
12	単体資本バッファー比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）10の「Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

ｂ　「資本バッファー」の項番８から項番12までの項は、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、記載することを要しない。

ｃ　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。（ｂに該当する場合には、当該項は削除することができる。）

ｄ　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ｅ　この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

［**別紙様式第九号**）　別紙１－２］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標（連結）						
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
資本						
1	普通出資等Tier１資本の額					
2	Tier１資本の額					
3	総自己資本の額					

リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
自己資本比率						
5	連結普通出資等Tier１比率					
6	連結Tier１比率					
7	連結総自己資本比率					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率					
11	最低連結資本バッファー比率					
12	連結資本バッファー比率					
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	連結レバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　国際様式の該当番号10の「Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

ｂ　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

ｃ　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ｄ　この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（農林中央金庫法施行規則第百十二条第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第二条　農林中央金庫法施行規則第百十二条第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。